

報道関係者 各位

令和元年12月2日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 八木公代

(直通電話) 03-5403-2168

日本郵便外1社不当労働行為再審査事件 (平成30年(不再)第31号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 岩村正彦）は、令和元年11月29日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 時給制契約社員の賃金をスキル評価等により決定したこと等が、不当労働行為に当たらぬとした事案 ～

会社において、時給制契約社員の契約更新時の賃金をスキル評価等により決定したことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとはいえない。

会社において、期間雇用社員の労働契約を無期労働契約に転換する制度を導入しようとしたことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとはいえない。

I 当事者

再審査申立人：申立外日本郵政グループ労働組合（「組合」）の組合員A（大阪市）
組合の組合員B（大阪府高槻市）

再審査被申立人：日本郵便株式会社（「日本郵便」）（東京都千代田区）
日本郵政株式会社（「日本郵政」）（東京都千代田区）

II 事案の概要

- 1 本件は、日本郵便において、①時給制契約社員の賃金を基礎評価及びスキル評価（「スキル評価等」）により決定したこと、②組合の組合員である課長代理等に、同じく組合の組合員である時給制契約社員のスキル評価等を行わせたこと、③期間雇用社員の労働契約を労働契約法第18条に基づき無期労働契約に転換する制度（「無期転換制度」）を導入しようとしたことが、日本郵便及び日本郵政（「日本郵便ら」）による組合に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとして、組合の組合員A及び同B（「組合員Aら」）が救済を申し立てた事件である。
- 2 初審大阪府労委は、日本郵政は、日本郵便の従業員の労働組合法上の使用者には当たらず、上記1の①ないし③について日本郵便らによる不当労働行為はいずれも成立しないとして、救済申立てを棄却したところ、組合員Aらは、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件各再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 日本郵政は、日本郵便の従業員の労働組合法上の使用者には当たるかについて

日本郵政は、日本郵便に対し、一定の影響力を及ぼしていたとみることはできるものの、日本郵政の関与が、グループの経営戦略的な観点から行う管理・監督の域を超えたものであったとはいえない。日本郵政が、日本郵便の従業員の基本的な労働条件について、部分的にも雇用主である日本郵便と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定できる地位にあつたとはいえない。したがって、日本郵政は、日本郵便の従業員の労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

(2) 日本郵便において、時給制契約社員の契約更新時の時間賃金をスキル評価等により決定したことは、労使交渉による賃金決定を無効化するものとして、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるかについて

スキル評価等については、日本郵便と組合との間で人事協約及び覚書が締結され、両者の合意の上で実施されているし、その評価基準等についても格別不合理な点は認められない。そして、スキル評価制度の恣意的な運用が行われたことを認めるに足りる証拠もない。その他、スキル評価等による賃金決定において、団結権侵害が行われたことをうかがわせる事情は認められない。したがって、日本郵便において、時給制契約社員の契約更新時の時間賃金をスキル評価等により決定したことが、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとはいえない。

(3) 日本郵便において、組合の組合員である課長代理等に、同じく組合の組合員である時給制契約社員のスキル評価等を行わせたことは、組合員間に対立と分断を持ち込み団結を破壊するものとして、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるかについて

課長代理等が評価者になることは、日本郵便と組合との間で締結された人事協約及び覚書に規定されており、両者の合意に基づくものといえる。また、課長代理等が、班の責任者としてその班に所属する時給制契約社員の第一次評価を行うことは、格別不自然とはいえない。その他、スキル評価等の実施において、組合員間の分断が企図されたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、日本郵便において、組合の組合員である課長代理等に、同じく組合の組合員である時給制契約社員のスキル評価等を行わせたことが、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとはいえない。

(4) 日本郵便において、無期転換制度を導入しようとしたことは、団結権を侵害するものとして、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるかについて

組合中央本部は、会社側（日本郵政及び事業子会社3社）と協議を積み上げ、合意できる内容に達したとして、会社側の平成28年5月27日付け提案書と同様の内容を、同日付け組合報により組合員に周知し、後日、組合は、その内容を盛り込んだ労働協約を日本郵便との間で締結している。また、同組合報には、組合中央本部が無期転換制度の早期実現を目指し、交渉を積み上げて、会社側に決断させた旨も記載されており、日本郵便らが無期転換制度を一方的に導入しようとしたり、これを強要しようとして、上記提案をしたとみることはできない。その他、無期転換制度の導入に当たり、団結権侵害が行われたことをうかがわせる事情は認められない。したがって、日本郵便において、無期転換制度を導入しようしたことが、組合に対する労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるとはいえない。

(5) 日本郵政による不当労働行為は成立するかについて

上記(1)で判断したとおり、日本郵政は、日本郵便の従業員の労働組合法上の使用者には当たらないので、日本郵政による不当労働行為は成立しない。

【参考】

初審救済申立日 平成28年8月30日 (大阪府労委平成28年(不)第47号)

初審命令交付日 平成30年5月28日

再審査申立日 平成30年6月7日